

第 22 期 第 6 回 日高海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 4 年 3 月 1 0 日（木） 1 4 時 0 0 分～ 1 5 時 0 0 分
- 2 開催場所 日高振興局 4 階 講堂
- 3 出席委員 大 澤 晃 弘 神 田 勉 逢 山 義 幸
佐 藤 勝 中 村 敬 梶 川 徹
安 田 司 小 松 伸 美 浦 川 聡
山 中 孝 俊 住 野 谷 張 貴 中 村 義 弘
- 4 欠席委員 坂 本 好 則 駿 河 秀 雄 深 根 英 範
- 5 事務局（日高振興局） 水産課長 澤 田 和 明
漁業管理係長 服 部 匡 倫

（日高海区漁業調整委員会） 事務局 長 相 川 英 毅
主 事 奥 野 功 暉
- 6 議事事項
議案第 1 号 日高海区における海区漁場計画案の作成について（答申）
議案第 2 号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）
議案第 3 号 特定水産資源に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量の
当初配分案等について（答申）
議案第 4 号 制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）
- 7 報告事項
(1) 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- 8 その他
- 9 会議のてん末

相川事務局長

ただいまから第22期第6回日高海区漁業調整委員会を開催します。
はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長

今期、第6回目の当委員会開催のご案内を申し上げますところ、皆様方には、年度末、そして春漁を控えて何かとお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今年に入りこれまでにない感染者数となった新型コロナウイルス感染症第6派はピークを越えたとも言われますが、その減少スピードは鈍くまだ高い水準にあると言えます。

一方、世界情勢を見ますと、ロシアによるウクライナ侵攻という悲惨な出来事は、私たちに衝撃を与えるとともに社会の不安・混乱と、経済への大きな影響をもたらすもので、今後、長期的に状況を注視していく必要があると思われま。

いずれにつきましても早期の収束を願うばかりでございます。
本日の委員会の議題は、「日高海区における海区漁場計画案の作成について」

など、知事諮問案件4件のほか、報告事項1件となっております。皆さまには慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単でございますが、開会のご挨拶といたします。

本日はよろしくをお願いいたします。

相川事務局長

議事に入る前に一点ご説明いたします。

本日の委員会の開催のご案内時にはなかったのですが、3月2日付けで道水産林務部から報告文書が届いたため、本日は報告事項1として追加し、ご報告することとなりましたのでご了承いただきたくお願いいたします。

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

大澤会長

それでは、これより議事に入ります。

人員の報告をいたします。

本日の委員会には、委員15名中、12名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規定により私から指名させていただきます。

本日の署名委員は、逢山委員と安田委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「日高海区における海区漁場計画案の作成について」事務局より説明をお願いします。

相川事務局長

議案第1号「日高海区における海区漁場計画案の作成について」説明いたします。諮問1の資料となります。

書面で開催しました前回委員会で、日高振興局から協議があった新冠町地先における定置漁業権に係る漁場計画素案については、審議の結果、特に支障ないものとしてご承認いただき、令和4年2月1日付けで日高振興局へ回答したところです。

道では、利害関係人からの意見聴取、いわゆる「パブリックコメント」の手続きを経て、この度、道案として漁場計画案が作成されたもので、諮問文1のとおり令和4年3月1日付けで当該定置漁業権に係る漁場計画案について、知事から諮問がありました。なお、諮問文後段にありますとおり、パブリックコメントでは利害関係人からの意見はなかったとのことです。

1枚めくって2ページ目をご覧ください。漁場計画案については、前回素案と同様の内容となっております。

漁場の位置、区域、規模、条件の変更はなく、従前の新さけ定第3号と同じ内容の漁場計画となっております。

具体的に説明いたします。

一番左の欄から、漁場番号は新さけ定第4号。ア「漁場の位置」は、新冠郡新冠町地先。一つ飛んで、ウ「漁業の種類」は定置漁業、「漁業の名称」は、さけ定置漁業となっております、「漁業時期」については6月1日から12月11日までとなります。

エ「存続期間」は令和4年7月1日から令和5年12月31日までです。オ「条件」については、4)には、6月1日から8月31日までの間の網の敷設禁止、5)として、9月1日から9月8日までの間の沖網の敷設禁止、6)は、11月24日から12月11日までの間の漁獲禁止など、従前と同じ7項目の条件が付されております。

中段に行きまして、2「保全沿岸漁場に関する事項」はなし、3その他参考事項、漁場計画を作成したときに定めて公示事項として、免許予定日は令和4年7月1日、申請期間は令和4年4月1日から同年5月2日までとなっています。

ただいま説明いたしました漁場計画の漁場の区域については、裏の漁場図のとおりですので、お目通し願います。

4ページ目をご覧ください。漁業法第64条第5項の規定により、委員会が漁場計画案に対し意見を述べようとするときは、公聴会を開催して利害関係人の意見を聞くべきことが義務付けられております。

このため、今回、知事からの諮問に対する答申を決定するにあたり、漁場計画案について意見を聞くための公聴会を昨日3月9日に新冠地区において開催しました。その結果概要をまとめてごさいます。

表は左から順に開催日時、開催場所、出席者数、公述内容となっています。公聴会には漁業者、漁協役職員のほか、海区委員、澤田課長を始め日高振興局の方々にご出席いただき、当委員会からは大澤会長と地元の中村義弘委員が出席しました。

公聴会では開催趣旨、進め方、漁場計画案の内容を説明した後、案に対する出席者からの発言を求めています。

公聴会においては、当該漁場計画案に対する意見として、当該定置漁業権漁場は、地元において重要な漁場であり、地域の漁業生産力や雇用の維持などの面から、引き続き漁業権設定していただくのが地域の強い要望であり、漁場計画案のとおり取り進めていただきたいとの意見がありました。

以上で説明を終わります。ご審議ほどよろしく願います。

大澤会長

ただいまの説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ご質問等がなければ、議案第1号については、諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

続きまして、議案第2号「北海道資源管理方針の一部改正について」並びに、議案第3号「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」知事から諮問されていますが、両議案は関連がありますので、一括して内容を説明させます。よろしく願います。

相川事務局長

「北海道資源管理方針の一部改正」と「特定水産資源くろまぐろ、すけとうだら、するめいかに関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案」について、北海道知事より諮問がありましたので説明いたします。

諮問文は、諮問2と諮問3になります。

これら二つの諮問の内容ですが、北海道資源管理方針の別紙

における、くろまぐろ小型魚、大型魚の区分の変更及びこれに伴う各項目の変更、並びに水産庁による資源管理基本方針の改正に伴う修正やその他文言の整理、そして令和4管理年度のくろまぐろ、すけとうだら各系群、するめいかのTACとその配分を定めるものでございます。根拠条項につきましては、漁業法第14条第4項、TAC配分は法第16条第2項なりまして、諮問としては別立てとなっております。

なお、くろまぐろ以外の魚種に関する説明は私から、後にくろまぐろに関して振興局から説明いたします。

まず、道方針の別紙、一部改正について説明します。

TACの設定・管理上、これまでと変更のあるするめいから説明します。

恐れ入ります、まず資料2-1をご覧ください。令和4年TACについてという資料です。

表一番右下の欄に5,600トン、括弧書きで現行水準という記載があります。この対象漁業は、道内5トン未満のいか釣り漁業や定置漁業などするめいかを採捕する漁業となります。下段括弧書きが令和3管理年度で現行水準とされていましたが、令和4管理年度から、北海道は5,600トンという数量が明示され配分されるということです。

後ろの一枚ものの資料になりますが、資料3をご覧ください。

令和4管理年度するめいか漁獲可能量の設定及び配分についてという資料で、経過や内容を説明します。

2「配分シェア等の見直し」の、その中段5行目からになりますが、国においてするめいか以外の特定水産資源については、令和3管理年度のTAC設定に当たり、基本シェアの見直しが行われ、するめいかの令和4管理年度のTAC設定に当たっては、直近3か年（平成30年～令和2年）のデータを用いた基本シェアの見直しが行われております。

そして下に行きまして、3 TACの設定になりますが、国の資源管理基本方針第5の3（1）では、「全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。」旨規定されまして、基本シェアの見直しに伴い北海道における漁獲量シェアが本規定の適用となったことから、下の表にもありますが、令和4管理年度から「現行水準」が「5,600トンという数量明示」となった、というものです。

裏面の4「留保枠」についてを参照ください。2行目から、国は、新たに数量明示となった都道府県、北海道が該当しますが、定置網漁業等における大量入網への備えとして、10,000トンの留保枠を設け、速やかな留保枠からの配分の仕組みとして、一定の漁獲量の積み上がりにより予め定めた計算方法により自動的に都道府県へ配分されるルール、いわゆる75%ルールというものを設け、令和4管理年度から運用を開始することとしています。

これらの変更を受けまして、道として、5管理区分については、定置網漁業等により短期間のうちに道内全体で漁獲が積みあがった際には、速やかに留保枠から配分されるルールの適用を受け、かつ地域間、漁業種類間における操業への影響に偏りを生じさせることがないように、管理区分を「北海道するめいか

を採捕する漁業」とし、総量による管理としたいというものです。

これによりまして、横とじの赤字の記載のある資料、新旧対照の資料をご覧下さい。北海道資源管理方針の内、別紙1-10のするめいかについてですが、最後の方、30ページ目以降になりますが、第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等について、(1) ②「対象とする漁業」を、ア 5トン未満船のいかつり漁業、イ 定置網漁業、ウ するめいかを採捕するその他漁業と区分を明示し、(2) 漁獲量の管理の手法等についても、数量配分となっている他魚種と同様の書きぶりとなっています。

さらに、国の資源管理基本方針別紙に、先ほどご説明したいいわゆる75%ルールが盛り込まれたことから、北海道資源管理方針の第3に、最後の32ページで当該ルールによる国からの追加配分については、全量を北海道スルメイカを採捕する漁業に配分すると記載されています。

続いて、この資料22ページに戻りまして、以降、すけとうだらの関係になります。

ここでは、水産庁の方針改正に合わせ、新旧のとおり、①の文中の「場合」を「期間」とする、それに伴う②の整理など、文言の整理となっておりますので、ご確認をお願いします。

続いて、諮問3をご覧願います。令和4管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。1枚めくって2ページ目別紙1でございますが、知事が公表します案が記載されております。詳細につきまして、順次説明します。

資料2-1 「令和4年のTACについて」をご覧願います。これは、2月8日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て、国から示された令和4管理年度における漁獲可能量、TACの当初配分に基づき、北海道に定められたくろまぐる以外の数量の概要などを示したものです。

まず、すけとうだら太平洋系群ですが、令和3年から令和5年まで固定となっているため、令和3管理年度と同じ数値となっています。MSYを達成する親魚量は22万8千トン、記載はありませんが限界管理基準値は15万1千トン、2020年の平均親魚量は27万8千トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和4管理年度のTAC配分については、17万トンと設定されております。大臣管理漁業、底引き網漁業への配分が99,700トン、北海道の知事管理量は、69,100トンと、前年と同じ設定となっています。

次に、日本海北部系群ですが、国の資源評価、漁獲可能量などは、ご覧のとおりです。

次に、「オホーツク海南部」及び「根室海峡」の両海域の資源については、ロシア水域とのまたがり資源であることから、MSYは算定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量が算定されており、内容はご覧のとおりです。

次に、1枚めくって資料2-2 すけそうだらをご覧願います。道における配分の考え方を記載した資料ですが、配分の考え方は昨年と変わっておりませんので詳細の説明は省略いたしますが、一点、図示されている下の方の太平洋海域の部分ですが、太平洋海域においては、TACの安定を図るため令和3から令和5

の3年間TACが固定されたことから、道内における配分も趣旨に則り3年間固定なっています。太平洋69,100トン、道南太平洋63,900トン、すけとうだら漁業46,400トン、その他漁業現行水準となっています。配分内訳等に係る資料を添付しておりますので、あわせてお目通し願います。

1 ページ目に戻りまして資料2-1の下の方のするめいかの欄をご覧ください。国の資源評価は記載のとおりで、令和4管理年度のTACについては、資源管理方針に関する検討会を経て決定された漁獲シナリオにより算定された79,200トンが設定され、令和4年から令和6年までの3か年の一定とされました。

先ほど触れましたが、国は10,000トンの留保枠を設け、速やかな留保枠からの配分の仕組みとして、いわゆる75%ルールを設け令和4管理年度から運用を開始するとしており、そのうえで、大臣管理漁業に49,900トン、北海道の知事管理量は5,600トンの配分としています。

後ろの5ページ目に行きまして資料2-3するめいかをご覧ください。数量配分となりましたことから、道としては、1 北海道するめいかを採捕する漁業を設定し、総量による管理とし、全量を配分します。なお、近年の北海道における漁獲実績を下に記載しております。最も多いのが令和元年漁期で5,064トン、3か年平均で3,033トンとなっております。

次に、6 ページ目資料の2-4には、各魚種の令和3年と令和4年の配分量の比較が記載されております。

最後に先ほどの諮問3に戻り4 ページ目、別紙2「漁獲可能量の変更に係る配分及び数量の融通について」をご覧ください。下段の2.今後の取扱いをご覧ください。(1)くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る漁獲可能量の変更及び配分量の変更などに関しまして、以下、(2)(3)(4)はすけとうだら、(5)にはするめいかに係る変更等について記載されておりますが、これらの変更は、いずれも知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいというもので、これによりまして、北海道のTAC配分量を迅速に増やし、円滑な操業を確保していきたいという考えでとのことです。

私からの説明は以上です。続きまして振興局から説明いたします。

服部漁業管理
係長

振興局水産課の服部です。私の方からは議案第2号「北海道資源管理方針の一部改正」に係るくろまぐろに関する内容について説明いたします。まずは、変更に至るその背景について説明いたします。

まず資料4の1 ページ中段にあります「2 現状と課題」をご覧ください。

その3行目の後ろになりますが、道では、これまで漁獲抑制や融通等の措置により、大型魚、小型魚ともに漁獲可能量を超過することがなく推移していた一方で、下に記載されている表2にありますとおり、大型魚について、平成30年に121.3トン、令和元年に68.6トン、令和2年には63.8トンの未利用が生じておりました。

このような状況の中、都道府県や大臣管理区分のTAC配分

割合は、直近3年間の漁獲実績に基づいて比例配分することを基礎とされていることから、近年の漁獲実績の推移をみると、将来的に配分数量が減少することが予測されます。

次に「3 管理区分の見直し」に移りますが、将来にわたり適切なTACを確保するためには、資源の来遊状況が漁獲実績に反映されていく必要があることから、従来、地域毎及び漁業種類毎としていた小型魚及び大型魚の管理区分を令和4管理年度は総量による管理区分に見直し、TACの有効利用を目指した管理への転換を図る考えです。

管理の手法等については、漁業法に基づく「くろまぐろに関する資源管理協定」を新たに策定します。2ページ目をご覧ください。これは国から都道府県に提示された協定案であります。詳細については、北海道の実情に合わせ整理していくこととなりますが、関係漁協にこの協定に参加してもらい、数量を管理していくことを考えております。

また、くろまぐろTAC管理数量委員会における数量管理機能を維持し、海域毎、振興局毎、漁協毎など、これまで同様の割当や採捕期間の設定を組み合わせるなどにより、適切な数量管理を実施していきます。

それでは、今回の諮問内容となっている北海道資源管理方針の一部改正について、諮問内容の説明をいたします。

別紙の右欄をご覧ください。2ページから3ページあたりをご覧くださいただければと思いますが、従来、北海道では、くろまぐろのTAC超過を抑えるため、北海道資源管理方針において、管理区分を小型魚と大型魚に区分けし、それを振興局ごとに分け、さらに定置漁業と漁船漁業に細分化して、それぞれに管理の手法等を設定しておりました。そのため、道では、これまで漁獲抑制や道内外との融通等により適切なTAC管理をおこなって参りました。

しかし、先ほど説明しましたとおり、将来的なTAC数量の確保という観点から、今後は左欄のとおり、知事の管理区分とその管理の手法等について、北海道全体を小型、大型だけの区分として資源管理方針に規定します。

現在、くろまぐろの資源管理が導入されてから9年が経過し、資源管理への理解や適時適正な漁獲報告について浸透しているものと考えています。

また、今後も漁獲枠を超過しないよう管理を継続することに加え、未利用分のTAC数量の有効利用を目指した運用をおこなって参ります。

なお、管理区分を北海道全体とする総量管理は令和4年と令和5年の2か年程度を考えており、令和6管理年度以降は、それまでの実績を反映して管理区分を見直す予定です。

続きまして、議案第3号の漁獲可能量の当初配分案について、くろまぐろに関する事項を説明いたします。まずは、国際的な決定事項から説明いたしますので、資料4の9ページの下をご覧ください。

昨年12月に26の国や地域により、中西部太平洋まぐろ類委員会が開催されました。その具体的な決定内容は10ページの上に記載がございます。令和4管理年度の日本の枠が小型魚は現状どおり4,007トン、大型魚は4,882トンから15%増の5,614トンに

決定されました。

次に国内における内訳について説明いたします。

11ページの上をご覧ください。令和4管理年度の配分方針が記載されております。この方針に基づき、下に配分案が記載されておりますが、小型魚の都道府県分については、1,797.2トンから2,083.5トンとなりました。また、大型魚の都道府県分については、1,571トン1,740トンとなっております。

次に都道府県への配分にあたっては、平成27年から29年の平均を基本として、近年の漁獲実績を勘案し配分されております。

12ページの下をご覧ください。小型魚の各都道府県分の配分案を提示されており、北海道は令和3年の11.3トンから令和4年は12.8トンとなります。13ページの上は大型魚についての配分案となっており、北海道は、令和3年291.3トンから令和4年には319.6トンとなります。

それでは、諮問内容の説明に移りますが、諮問3の2ページをご覧ください。

今説明いたしましたとおり、国からの配分案に基づき今回日高海区に諮問するものです。令和4管理年度における北海道の漁獲可能量については、小型魚で12.8トン、大型魚については319.6トンとなっております。

管理の手法等については、議案第2号の説明の際にも申し上げましたが、「くろまぐろに関する資源管理協定」を新たに策定し、引き続きくろまぐろTAC数量管理委員会の数量管理機能を維持することで、北海道のTACについて、適切な管理を実施していきます。

くろまぐろに係る管理方針の変更及び漁獲可能量についての説明は以上です。

大澤会長

ただいま説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ご質問がなければ、議案第2号並びに議案第3号は、それぞれ諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することといたしておりますか。

委員一同

はい。

大澤会長

それではそのように決定し、知事に答申いたします。
続きまして、議案第4号「制限措置の内容及び申請すべき期間等について」知事から諮問されています。
日高振興局から説明をお願いします。

服部漁業管理
係長

諮問4をご覧ください。こちらが知事から日高海区への諮問文となります。諮問の内容についてですが、3点ございまして、1点目は「制限措置の内容及び申請すべき期間について」、2点目は「許可又は起業の認可の基準について」、3点目といたしましては、「許可の有効期間の短縮について」となっております。

それでは、説明いたします。

1点目の「制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、対象となる漁業種類は2ページに記載しておりまして、日高については右から4つ目となり、ご覧のとおり4つの漁業種類が諮問対象となっております。上から道外者を対象としたえりも以東海域の「さんま棒受け網漁業」、次に道内者を対象とした北海道沖合海域における「いるか突棒漁業」、次に道外者及び道内者を対象とした北海道沖合海域における「いか釣り漁業」となっております。

道内者を対象としたいか釣り漁業については、一部の地域において、法改正に際しての着業希望者の漏れがあったことから、救済するためにやむを得ず今回に限り公示するものであります。そのため、今回諮問の対象となる4つの漁業全てにおいて日高管内の者が対象となっておりますが、日高管内沖合海域が操業区域に含まれていることから、諮問するものです。

制限措置等の内容についてですが、さんま棒受け網漁業については4ページ、次のページがいるか突棒漁業、6ページから8ページが道外者のいか釣り漁業、9ページから11ページが道内者のいか釣り漁業となっております。

日高管内において対象者がいないことから簡単に説明させていただきますが、4つの漁業の制限措置である漁業時期などについては、従前と変更はございません。申請すべき期間につきましても、他の知事許可と同様に、北海道漁業調整規則の規定に基づき、それぞれ1ヶ月を下らないよう、設定しております。

続きまして、先に諮問の3点目であります「許可の有効期間の短縮について」説明します。9ページをご覧ください。

備考欄1に許可の有効期間として許可日から令和5年5月31日としています。これは、既存のいか釣り漁業の有効期間が令和5年5月31日であることから、更新日を合わせるために一致させたものでございますが、北海道漁業調整規則において、許可の有効期間が3年を下回る場合は、海区委員会へ意見を聴く必要があると規定されていることから今回諮問するものでございます。

続きまして、諮問の2点目となります「許可又は起業の認可の基準について」ですが、12ページをご覧ください。

改正漁業法における道内者を対象としたいか釣り漁業に係る制限措置等は、今回初めて公示します。そのため、公示数を上回った申請があった際の許可等の基準を事前に定めておく必要があることから、諮問するものです。

許可等の優先順位といたしましては、操業実績者、許可受有者、許可等を有しない者の順となっております、他の知事許可と同様となっております。

制限措置の公示に関しての説明は以上でございます。

大澤会長

ただいま説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長 ご意見等がなければ、議案第4号については、諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同 はい。

大澤会長 それでは、そのように決定し、知事に答申いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告事項(1)「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」、日高振興局から説明願います。

服部漁業管理
係長 報告事項として、「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」説明いたします。
報告資料1と記載された資料をご覧ください。
今回報告の対象となる定置漁業権は、漁業時期が春操業のみである12件となります。12件の定置漁業権については、2ページに記載してございます。
知事から意見といたしましては、11件について、「資源管理の取組み状況」としては「適切に取り組まれていると認められる」、「漁場の活用の状況」については「適切かつ有効に活用されていると認められる」となっております。
なお、三さけ定第4号については令和4年2月9日付けで放棄届の提出がなされております。
報告について以上となります。

大澤会長 ただいまの報告に関してご質問等はございませんか。

中村(敬)委員 会長、よろしいですか。

大澤会長 どうぞ。

中村(敬)委員 報告の中で、三さけ定第4号について、休業が長く続きまして、今般廃業となりましたが、当組合としては、この漁場を大事に活用させていきたいと思っております。
今後、再開したいといった際には、漁場計画を前向きに検討して進めていただきたいことを申し添えて、今年度の廃業ということを出したということ、ご理解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

大澤会長 この件につきましては、皆さんよろしいですか。

委員一同 はい。

大澤会長 本日予定しておりました議題は以上ですが、皆さんから何かございませんか。

佐藤委員 一つよろしいですか。
議案第1号についてですが、令和4年4月1日から申請期間

となっておりますが、隣接海区との協議はしたのでしょうか。

相川事務局長 隣接海区との協議は行っておりません。

佐藤委員 わかりました。

大澤会長 事務局から連絡事項などありませんか。

相川事務局長 はい。
次回の委員会の開催予定ですが、現在のところ、6月に開催を予定しています。あらためて日程を調整しご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。
以上です。

大澤会長 それでは、以上で本日の委員会は終了いたします。
お疲れ様でした。

《 閉 会 》